

【平成23年度 第1回さいたま市環境審議会】

日 時	平成24年3月7日(水) 13時30分～16時00分
場 所	市民会館うらわ101集会室
出席者	<p>(委員)</p> <p>松本 幸次 会長 島村 周作 委員 上原 励 委員</p> <p>小坂 宏 副会長 小山 妙子 委員</p> <p>松村 隆 委員 丸山 繁子 委員</p> <p>川合 真紀 委員 石川 二郎 委員</p> <p>(事務局)</p> <p>環境局 代田局長 環境総務課 町田主査</p> <p>環境共生部 矢作部長 環境総務課 高力主査</p> <p>環境対策課 新井課長 環境総務課 矢田部主査</p> <p>環境総務課 金子課長 環境対策課 大谷係長</p> <p>環境総務課 辻係長 環境総務課 若林係長</p>
欠 席	<p>(委員)</p> <p>秋吉 祐子 委員 関根 秀夫 委員 首藤 康夫 委員</p> <p>針谷 さゆり 委員 小野 達二 委員 小林 正治 委員</p> <p>川池 芽美 委員 秋元 智子 委員</p>

1.開会

事務局：大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から平成23年度 第1回さいたま市環境審議会を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます環境総務課の若林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

皆様方には、お忙しい中、さいたま市環境審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。初めに本審議会委員の委嘱式を執り行わせていただきますが、その前に本日の配布資料を確認させていただきます。(資料は事前送付させていただいたものです。)

「資料1: さいたま市水環境プランの改訂の概要(改訂の背景)」

「資料2: さいたま市水環境プラン(改訂版)の概要版」

「資料3: さいたま市水環境プランの改訂版(素案)」

「資料4: 平成23年版さいたま市環境白書(案)」

それでは、委嘱式を執り行わせていただきます。

本来ならば、市長から直接、委嘱状を交付させていただくところですが、今日は、公務が重なっておりますので、さいたま市環境局長の代田が代理で執り行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大変恐縮ですが、お名前を呼ばれましたら順に委嘱状をお受け取りいただきますようお願いいたします。

松本 幸次様（局長が委嘱状を読み上げる）

委嘱状、松本 幸次様 さいたま市環境審議会委員に委嘱します。任期は平成 26 年 3 月 6 日までとします。平成 24 年 3 月 7 日、さいたま市長、清水 勇人。

（以下、随時読み上げる）

松村 隆 様、島村 周作 様、丸山 繁子 様、石川 二郎 様、小坂 宏 様、川合 真紀 様、小山 妙子 様、上原 励 様（読み上げ終了）

本日、都合により欠席しております、秋吉 祐子 様、関根 秀夫 様、首藤 康夫 様、針谷 さゆり 様、小野 達二 様、小林 正二 様、川池 芽美 様、秋元 智子 様
につきましては、後日委嘱状を交付させていただきます。

以上で、委嘱状の交付式を終了させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、代田局長より御挨拶をさせていただきます。

代田環境局長：環境局長の代田でございます。今日は、大変お忙しいなか、さいたま市環境審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の環境行政をはじめといたしまして市政全般につきまして、御支援、御協力をいただいておりますことにつきまして、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

昨年、東日本大震災という歴史的な大災害があったところでございますけども、東北地方を中心に大きな被害がでたということで、私共もこれを機会に自然の力を改めて感じ、また自分達の人間の力の弱さいうものを始めて感じたところでございます。これに、福島原子力発電所の事故は、これまでの原子力の安全神話の崩壊とともに、私たちのエネルギーに対する考え方を根本的に見直すきっかけを与えてくれたように思っております。

現在、さいたま市の平成 24 年度予算が議会で審議されておりますが、この予算の中で「防災、環境・エネルギー対策」というものが「高齢者支援」「子育て支援」などとも今回、重点分野というふうな位置づけられたところでございます。

環境局としましても、市民生活に密着しているごみの適正処理に関する予算とともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの拡大に係る予算、それに係る蓄電池の設置や照明の LED 化など省エネルギー施策の推進に係る予算、次世代自動車普及に係る予算などを計上しております。市民の皆様の期待にこたえられるよう、これら施策を推進していく所存であります。

委員の皆様におかれましては、本市の環境の保全と創造に向けまして、忌憚のない御意見、お力添えをいただければと感じております。是非、忌憚のない御意見を頂きまして、この環境審議会がさいたま市の環境保全・推進に向けて力強く発進してまいりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開催にあたっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

事務局：それでは、環境審議会の運営にあたり、最初に正副会長の選出をお願いしたいと存じますが、それまでの間、代田環境局長が仮の議長を務めさせていただきたいと存じます。

代田環境局長：それではしばらくの間、正副会長が選任されるまで仮議長ということで進めさせていただきます。
どうぞよろしくお願いたします。

事務局：では改めまして委員の皆様を御紹介させていただきます。

埼玉大学大学院理工学研究科教授 松本幸次 委員、
芝浦工業大学システム理工学部准教授 小坂宏 委員、
芝浦工業大学システム理工学部教授 松村隆 委員、
埼玉大学大学院理工学研究科准教授 川合真紀 委員、
さいたま市環境保全連絡協議会会長 島村周作 委員、
さいたま商工会議所検定研修センター長 小山妙子 委員、
さいたま市リサイクル女性会議会長 丸山繁子 委員、
つづきまして市民公募委員 石川二郎 委員、
同じく市民公募委員 上原励 委員。

本日欠席されております委員についても、ご紹介させていただきます。

聖学院大学政治経済学部教授 秋吉祐子 委員、
さいたま市農業委員会会長職務代理者 関根秀夫 委員、
さいたま市自治会連合会副会長 首藤康夫 委員、
埼玉県環境部水環境課副課長 針谷さゆり 委員、
さいたま市水環境ネットワーク会長 小野達二 委員、
さいたま市みどり愛護会事業部長 小林正治 委員、
埼玉県生態系保護協会主任研究員 川池芽美 委員、
さいたま市環境会議 秋元智子 委員。
以上17名の委員構成になっております。

続きまして、環境審議会を所管いたします、さいたま市環境局環境共生部の幹部職員を御紹介させていただきます。

環境局環境共生部長 矢作浩良（やはぎ ひろよし）でございます。

次に、本日の議題となっております、「さいたま市水環境プラン」の所管課長であります、環境対策課長 新井仁（あらい ひとし）でございます。

続きまして、本審議会の事務局であります環境総務課職員をご紹介いたします。

環境総務課長 金子照夫（かねこ てるお）でございます。

環境総務課環境政策係長 辻健志（つじ たけし）でございます。

環境総務課主査の町田和規（まちだ かずのり）でございます。
同じく環境総務課主査の高力（こうりき）でございます。
同じく環境総務課主査の矢田部幸二（やたべ こうじ）でございます。
環境対策課係長 大谷卓（おおたに たかし）でございます。
最後になりますが、わたくし、環境総務課 若林でございます。

代田環境局長：それでは、会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。
まず、事務局から、会長と副会長の役割について、簡単に説明してください。

事務局：会長の職務につきましては、さいたま市環境審議会規則の規定により、「審議会を代表し、会務を総理する。」となっております、会議の議長も務めていただくことになっております。また、副会長の職務につきましては、同規則の規定により、「会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」となっております。

なお、会長と副会長の選任につきまして、さいたま市環境審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出するということになっております。

代田環境局長：ありがとうございます。いま説明がありましたように規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出となっております。どのようにしたらいいか意見があったらお願いいたします。

丸山委員：事務局の方でお考えがございましたら、この際発言していただけたらいかがでしょうか。

代田環境局長：ありがとうございます。いま事務局のほうで何か考えがあればということで、いただきました。事務局のほうで案がありましたら発表していただければと思いますが。

事務局：それでは恐縮ですが、事務局から提案させていただきます。
審議会の会長には、松本幸次委員、副会長には小坂宏委員に引き続きお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

（会場から異議なしの発言と拍手）

代田環境局長：ありがとうございます。それでは、ただいま会長、副会長それぞれ選任されたので、私はここで降ろさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。
どうもありがとうございました。

事務局：それでは会長、副会長、席を移動していただければと思います。少々お待ち下さい。
代田局長、矢作環境共生部長、につきましては、次の公務がございまして中座させていただきます。ご了承いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(局長、部長、退室)

事務局：それでは会長、議事の進行をお願いします。

2. 議事

(1) さいたま市水環境プランの改訂について(報告)

松本会長：議題に入る前に出席状況の報告をお願いします。

事務局：会議の成立については、審議会規則第3条第2項の規定により、委員2分の1以上の出席をもって会議の成立となっております。本日は、委員定数17名のうち、9名の出席をいただいておりますので、本審議会は成立しております。

松本会長：ありがとうございます。次に、本審議会は公開としておりますが、本日の傍聴希望者について事務局から説明があります。

事務局：本日は傍聴希望者につきましては、申請はございませんでした。

松本会長：ありがとうございます。それでは、「議事」の最初の件として、はじめに、「報告」を議題とします。「さいたま市水環境プランの改訂」について事務局から説明をお願いします。

環境対策課：みなさん、こんにちは。環境対策課長の新井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

<「議題1:さいたま市水環境プランの改訂」について説明>

さいたま市水環境プランの改訂の概要についてご説明いたします。

お手元にお配りしましたA3版の三つ折りになっている資料「さいたま市水環境プランの改訂の概要」、もうひとつが「さいたま市水環境プラン(改訂版)の概要版」をお配りさせていただいております。この資料を使いましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元A3の資料「さいたま市水環境プランの改訂の概要」のご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、左上の「改訂の背景」をご覧ください。さいたま市水環境プランは、本市の水環境の状況を改善するため平成18年3月に策定し、最終目標達成を平成32年度としております。策定してから概ね5年ごとに市民の皆様のニーズ、また新しい課題等を踏まえて見直しをすることとしておりますので、今般改訂を行うものです。

資料の左下の「これまでの進捗状況と課題」をご覧ください。市内の河川水質については、下水道の普及や合併処理浄化槽の設置などが進み、市内の河川の水質は大幅に改善されてきております。また、「さいたま市水環境ネットワーク」では、現在、21団体が加

盟しております。市民と行政がネットワークを形成し、協働して市内の良好な水環境を再生し、守り育てていくことを目的に現在、清掃活動、清掃美化活動、自然観察、水質調査などを積極的に取り組んでいるところであります。一方、水と親しみ憩える水辺環境については、市民の方々の満足度の向上のための、更なる整備促進が今後まだ必要になってくると考えています。

次に、資料右上の「改訂のポイント」をご覧くださいと思います。大きく分けまして4つに分類させていただいています。

まず一つ目が、プラン全体の構成の見直しを行っております。施策に関する章立てを統合するなど、事業の体系全体を見やすくしております。

二つ目として、各種事業を推進するための施策体系の見直しを行っております。申し訳ございませんが、別紙のA4の資料「さいたま市水環境プラン改訂版(概要版)」をご覧くださいと思います。

おそれいりますが、資料を2枚めくっていただきたいと思います。左の上のところに「3. 水環境の目標とその達成に向けた取組」をご覧ください。このページにつきましては、「望ましい水環境像1」としまして、「安全できれいな水のあるまち」を掲げております。このプランは、4つの望ましい水環境像と、7つの「水環境目標」を掲げており、プランの柱となるこの部分につきましては変更しておりません。「施策の方向」や「具体的施策」、「モデル事業」の一部を変更しております。この3.の水環境のブルーのところになりますが、上のところに水環境像ということで書いております。そして次のページが、また同じく水環境像2.ということで水環境の街、その下に水環境目標施策の変更、具体的施策そして下に移りますとモデル事業を掲載しております。その下が、目標達成をはかるための指標ということで掲げさせていただいております。

おそれいりますが、横長のA3の資料をご覧くださいと思います。改訂のポイント2、右側になります。施策体系の見直しにつきましては、具体的に「水質に係る調査、研究、広域連携等の推進」、また、「環境教育・学習の推進」などの施策を見直しております。

三つ目として、モデル事業の追加・見直しを一部行っております。「望ましい水環境像1」の中では、河川の汚濁負荷を軽減するため「(仮称)身近な河川の水環境再生プロジェクト」及び「(仮称)生活排水向上プロジェクト」を推進します。また、「望ましい水環境像4」では、将来の水環境を守る人材の育成を目的とした「(仮称)水環境サポーター育成プロジェクト」を新たに推進してまいります。

最後に四つ目として、望ましい水環境像ごとに目標達成を図る指標と目標値を設定し、事業の進捗状況等をわかりやすくしております。

今回の改訂作業にあたりましては、平成22年度に実施しました市民意識調査と各関係部署の事業内容をふまえて、各関係部署につきましては、庁内14の部署が関係しておりますが、そちらの事業内容を踏まえまして、庁内検討委員会を開催し、改訂の見直しを行ってまいりました。

この改訂により、河川の水質環境基準を早期に達成し、水と親しみ憩える水辺環境を整備するとともに、市民・事業者との協働により水環境の保全の更なる効果が期待できるものと考えております。今回の改訂にあたりましては、さいたま市議会の議決すべき事件ということで条

例第3条第2項の規定によりまして市議会のほうに報告をさせていただいております。また、現在多くの市民のかたからご意見をいただくということでパブリックコメントを実施しているところです。

今後のスケジュールとしまして、市民の方々のご意見をふまえて、庁内検討委員会を3月末までに開催し、このプランを策定していきたいと考えております。また、策定後は、早い段階でホームページ等に掲載して公表を予定しております。

以上で、さいたま市水環境プランの改訂についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

松本会長：ただ今事務局から「さいたま市水環境プランの改訂」について説明がありましたけれども、質問などある方はお願ひいたします。いかがでしょうか、はい、お願ひします。

小坂副会長：すいません、言葉尻を捉えるようで申し訳ないですが、A4の2枚あるほうの青いページですけど、真ん中のところのモデル事業および指標というところで、身近な河川の水環境改訂プロジェクトの検討、それから生活排水向上検討、と書いてありますが、その下の文章とか、先ほどご説明いただいたところでは、これを推進するというようにおっしゃっていたような気がするんですが。検討と推進って言葉尻を捉えるようで申し訳ありませんが、これはどっちにするんですか。検討と推進とでは違う感じがするのですが。

環境対策課：はい、ありがとうございます。基本的にはここに書いてあるプロジェクト等について、先ほど私がお話した積極的に推進していくという方向で考えておりますので、望ましい水環境の2の方は、また推進になっていまして、この辺は訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

松本会長：ほかにありますか。はい、お願ひします。

松村委員：松村ですが、質問です。恐らくいただいた資料、あるいはこれまでご説明があったのかしれませんが、新参者なので。今副会長からご質問があったのと同じA4資料の2枚目ですが、水環境の目標とその達成に向けた取り組みの中で、下に表がございますね。3行目に合併浄化槽への転換基数100基目標と書いてあります。総数を教えてくださいませんか。

環境対策課：ちょっと待って下さい。ページがまだわかりません。今副会長から質問があった同じページですか。

松村委員：今、副会長からコメントがあった同じページの、その下の表です。これ、全部で何基か何百基がよく分かんないけど、幾つかあるけどそのうち、100基を10年間で合併浄化槽に、だから単独浄化槽を合併浄化槽に変えるっていう意味ですか。

環境対策課：そうですね。市内に単独浄化槽というものが結構入っていて、単独浄化槽につ

いてはご存じかと思いますが、いわゆるお風呂の配水とか台所の排水から処理されずにそのまま流れて行ってしまいうんですね。そういう合併浄化槽が結構入ってまして、それを合併浄化槽に転換していこうと推進しているわけです。現在、市内に設置されている浄化槽の数なんですけど、これは私たちもなるべくつかむようには努力しておりますが、下水道と違って使用料をかけたという点がありまして、いわゆる合併浄化槽を設置しても、どのくらい切り替えたか、また単独浄化槽がどのくらい残っているのかというのは、現地調査とか、指定工事店から設置の届け出などしっかり取っているわけなんですけど、正確な数字を把握しきれない状況です。その辺をご了承いただければと思います。合計としまして、市内の浄化槽の設置基数としては今、82,900 くらいではないかという状況です。全体の浄化槽の設置状況です。よろしくお願います。

松本会長：よろしいですか。

松村委員：はい。

松本会長：ほかにどうでしょうか。

石川委員：この環境白書なんかを見ましても、この環境白書の最後のほうにアンケートがありますね、アンケートの結果というのが。白書の 178 ページ、その中で進捗状況についてはあまりよくない。それから関心があるのはやっぱり水環境が多いです。ですからこういう水環境プランを改訂して、まずは進めていただきたいんですが、問題は水質をチェックしようと。それは基本的なもの。水を確保するっていうことに対してちょっと甘いんじゃないか。というのはどんどん斜面林なんかは切られて緑がなくなる。それから谷戸地は埋め立てられる。農地はオフィスになっているわけです。それから田んぼはどんどん埋め立てられる。要するに水を貯める能力はどんどん落ちていくわけです。特にさいたま市は水の降水量が少ないわけです。少なくともなおかつ、ここに年度ごとの降水量の変化が出ていませんけれども、恐らくどんどん減っていると思います。それはなぜかということ、例えば農業の田んぼのやり方が変わって冬場はもう全然水を張らない。どんどん乾燥させちゃう。さっき言ったように降った雨はどんどん流してしまう。要するに都市化ですね、そういうことでやっていくと。そういう保水量がどんどん足りなくなっていく。ですから一生懸命下水をやって水質を浄化するけど、肝心の河川に水がないという状態が出て来るわけです。そうするといろいろなヒート・アイランドやすべての生物の多様性の問題も含めて、何かちぐはぐになってしまう。

それからもう一つ、今みたいな、まだまだそんな極端気象にはなっていませんけれども、極端期とゲリラ豪雨とがあったときはどうなってしまうのだろう。あるときはカラカラ、あるときは水が溢れだすということで、もう少し水辺環境というのは、少しそっちの方を重点的に考えてみるべきだと思う。要するにさいたま市の地域的な特性といたしまして、気候的な特性をもう少し突っ込んで話をしないと。一生懸命水辺環境をよくしようということできているけど、やってみたら水がなかったとか、無理がないような、やっぱりその辺をもう少し突っ込んでみられた方が私はいいと思います。

環境対策課：はい、そうですね。やはり河川の水量がやはり確保されていないとか、それから水質を一生懸命よくしようとするわけなんですけど、水量の確保ということでは大きな事業としては県とタイアップして、私たちの課が直接動いているわけではないんですが、利根川のほうから導水事業で、こちらのほうも綾瀬川とか芝川からもそちらの方に持っていっているというお話は聞いております。その辺は河川部局と連携して水量の確保とかそういうことで努めていきたいと思います。ゲリラ豪雨とかが最近頻繁に起きているわけなんですけど、そのゲリラ豪雨につきましても、下水道部局とまた河川部局もこのプラン改定の中に入っていますので検討しながら対応していきたいと思います。ちょっと小さい話になりますが今回の場合は雨水浸透が地下の保水力を高めるということで、雨水浸透事業として浸透枘の設置とか雨水タンクを作っ
て雨どいのところに雨水タンクを設置しているわけなんですけど、それを今学校に環境教育の一環として導入させていただいています。それをどんどん増やして行って子どもたちに水の大切さなどを訴えていきたいと考えています。やはり川の水がだいぶ減ってきているというお話は聞いています。一因としてはやはり下水道の普及というのが大きく影響しているという話もあります。そういう中で埼玉県の方も、生活排水都市構想ですかね、その中で下水を入れるという区域と合併浄化槽で推進していくという区域を分ける。そういうことで下水の計画と浄化槽を入れる計画、そういうものをしっかり詰めながら水量を確保していく。どうしても下水が入ってしまうと処理施設のところまで持っていき、下流の方まで流してしまいますから、どうしても途中の水量が減ってくるということも言われています。そういうところで今、なるべく下水の普及より合併浄化槽の水質をというような方針も、また検討・協議しながら出てきておりますので、そういういろんな事業を合わせて水量の確保に努めていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

松本会長：ありがとうございました。

石川委員：水の収支って変なんですけど、さいたま市の水の収支というのはどうなっているのか。定量的につかむ方が私はいいと思うんです。水がわーっと、その河川などは急勾配ですから荒川なんかはあっという間に海に流れてしまいます。それで今、例えば排水能力は河川によっては流域で30ミリ降ったらもうできない。本来50ミリ以上あるはずなのに、30ミリ降ったらもう排水能力はストップしちゃうわけです。じゃあ、どうするか、内水氾濫起こしてしまうわけです。これは災害だから別の話なんだとは思えないですね。そのときにじゃあ遊水地を作ると。今は遊水地をどう考えているのか。遊水地はほとんど水がないんです。要するにこういうことです。雨が降ったら貯めてすぐ流しちゃう。あとはテニス場になったり。それはいいんですけど、じゃあ、遊水地って一体何だろう。そういうことをもう1回見直す必要があると思います。コンクリートで一時的に貯めて、すぐ流してしまうのだというんだったら、あまりにももったいないし、水の有効活用にもならないと思う。その辺を水の収支と云ったら変なんだけど、内水氾濫とか排水機能、例えば50ミリを100ミリにするといったらえらい河川の改修と排水能力が必要でしょう。だからそういうことをもう少しトータル、もっと柔軟に考えた方がいいと思うんですけど。

島村委員：今の遊水地の件ですけれども、荒川の旧大宮から上流をよく見ると、堤防の幅が非常に広い。堤防の中に人家が点在しているわけです。どうしてああいう形になったかという、東京を洪水から守るために造られたんです。だから埼玉県民の犠牲の上に立って東京都は洪水から免れている。そういう意図で造られているので最初から遊水地的に造っているわけじゃない。だから私はそういう観点をあらためて、あの遊水地を埼玉県の県民のためというふうに切り替えればいいわけ。行ってみると分かります。雨が降って水が出る、するとあの辺の農家は全部孤立してしまう。で、田んぼは全部駄目になる。外へ全然歩けない。そういう犠牲を全部長い間埼玉県は押し付けられてきたわけです。だからそういうものはやはり変えていくべきです。わりと埼玉県民というのはおとなしくて、そういうものに耐えてきているんだけど、そういう実情を東京都民は全然知らないんです。いいチャンスだから、そういうものを含めて水は埼玉県民のためにあるという形で変えていったらいいと思います。

環境対策課：ありがとうございます。そうですね、遊水地に貯まった水の利用とか、今聞いた、大雨が降るとそこに1回入れてすぐ出しちゃうという話なんです、私も今思ったんですが、すぐ洪水になるというようなことがないならば、いろいろ別の形で使えるような水の有効利用ということを考えることは貴重なんだと感じました。その辺もこのプランの改定やいろいろと推進していく事業の中で、市民の方と協力しながら調整しながら進めていきたいと思います。そうですね、荒川の中には民家があって、田んぼの保水能力が非常にあるのかと思いますが、その辺の県との河川の管理といいますか、今後県とどういう方向で考えていくか、またそちらの意見も県の方へ伝えながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

松本会長：ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。

丸山委員：今、いろいろと問題が提起されていますが、より良い水環境を保つということは、やはり環境の部署だけではなくて、下水道計画課とか河川課とかいろいろな部署と事務局サイドにおいて調整を常に図っておいていただいたほうが、私どもの委員会において質問やお伺いをするときに回答がもっとスムーズに早くできると思います。だから関係部署との調整を常に担当のほうでお図りいただくと、待たないで即回答がいただければ、私どもの疑問点が早く解決できていいと思いますのでよろしくお願いします。

環境対策課：すいません。このプランについては、進める方向のイメージとして掲げさせていただいていますが、それに向かって関係部署といろいろ協議してより良い政策が、どんな形がいいかということで具体的な政策を示させていただいたんですが、この中でまた足りない部分とか、より良い方向性を考える中でいろいろなご意見が出てきますので、その辺も踏まえて、関係部署と常に連携して情報を共有しながら対応していきたいと思います。よろしくお願いたします。

石川委員：斜面林って結構あるんですね。さいたま市は。大宮台地と慈恩寺台地。これは無造作に開発されちゃって、ということはこの保全をしないと災害にも弱いし、水のほうもどうにもならないわけです。そういう観点でもう1つは谷戸地がどんどん無造作に埋め立てられているわけです。どうも土がただみたいなんですね。残土がどんどん入るし、ただで埋め立てられるもんだからあちこちどんどん埋め立てていく。埋め立てるっていうことは保水能力がなくなるし、生物多様性の問題もあるんで、規制じゃないけれど何かうまい解決策を立てないと、それこそさいたま市はカラカラの土地になってしまうと思うんです。水辺環境というのはそういう意味からも大事なんで、潤い地から、そういう環境を斜面林の保全とか谷戸地の無秩序な開発をやめるような、規制じゃないんだけどコンセンサスが得られないかと思う。それから屋敷林がどんどんなくなっているんで、そういう総合的な緑と水と土地との関係をもう少しバランスのよい開発というか利用を考えていただきたい。水のほうから考えればそれは水問題という話になっちゃうかもしれませんが、やっぱり同じものですから、そういう点を注力していただきたいなと思います。

環境対策課：今、斜面林の保全とか、その辺の規制ができないかというお話がありましたが、望ましい水環境像の2の「健全な水環境のまち」という中での取り組みとして、やはり緑地とか農地の保全をしていくという政策の方向性を出しております。やはり自然の土地を利用した地下水の保全とか簡要を図るということが大きな目的となっていると思いますので、この具体的施策を展開しながら関係部署と連携していくこととなろうと思います。規制となりますと、それぞれの部署でどこまでできるかという話が出てくるとは思いますが、この辺のご意見も踏まえて担当部署と詰めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

松本会長：ありがとうございます。

島村委員：3ページの2枚目。下水道の普及率が出ています。これは岩槻の合併削減は非常に普及率が高い。ご覧のとおり岩槻は今度下水道が普及されていますが、それを考えると、この87.9パーセントはどうやって取ったのか。その代わりほかの地域は遅れちゃっているんじゃないですか。

環境対策課：下水道の整備区域を整備された状況から割り出しているんだらうと思います。現在、下水道の整備する区域というものを平成37年までに、県もさいたま市の生活排水、下水が合併浄化槽で全部きれいな水を流すという目標を掲げているわけですが。それで生活排水100パーセントを達成するという目標を掲げています。32年では90パーセントになっていますが、37年にはこれを100パーセントに持っていくという方向が出されています。今回このプランでは目標が32年度になっていますので90パーセントという数字が出ます。そういうこともありまして、下水が整備される区域と合併浄化槽で行くという区域をしっかりと明確化されたので、その中で、下水を整備するところの割合として現状87.9パーセントという数字が出ています。本当はどんどん市内の下水を整備していくという予定だったのですが、やはり調整区域とか人口密度が低いところだと費用対効果ということもあって、そういうところは逆に合

併浄化槽をしっかりとっていくという方針が出されたところです。そういうことで、下水を普及していくというところの割合としては87.9パーセントが平成22年度の現況ということです。よろしくをお願いします。

松本会長：はい、よろしいでしょうか。

川合委員：今回の改訂に関してですが、昨年、東日本大震災があって管内の水が安全なのか、本当に水辺で遊んでいいのかという市民からもかなり不安の声が挙がったと思います。今回の改訂にあたり安全性を確保する、保証する、そういう見方からの対処というのは、特にここには載せてないと思いますが、そのあたりは検討とかされていないのでしょうか。

環境対策課：要するに去年の3.11を受けて、いわゆる爆発事故があったということでしょうか。放射能の問題、一応、さいたま市内の一般環境中の放射能濃度というのは市内20地点で定期的に毎月調査報告させていただいていますが、市内の一般環境中の放射能濃度については特に生活する上では問題ないとなっていますが、水辺のほうについては実際のところまだ河川の測定はやっていないと思います。私もこの間、県の方に河川の、東京都などは水道から流れていって東京湾の底質が結構高くなっているのではという話も聞いたことがありますので、市内の河川の放射能濃度も県と合わせながら、その辺もどういう方向に進んでいくかというのを、このプランの改訂のときには出ていなかったのですが、また別の事業として、私たちは河川の水質監視も行っていますので、その中でどこまでできるのか県と調整させていただければと思います。

松本会長：はい。ほかにないでしょうか。よろしいですか、それではこの件は終了します。

(2) 平成23年版さいたま市環境白書について

松本会長：次に、「平成23年版さいたま市環境白書について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明を求めます。

環境総務課：環境総務課環境政策係の町田と申します。よろしくをお願いします。

説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

<「資料4:23年版環境白書について説明」>

それでは、限られた時間でございますが、さいたま市環境白書の作成についてご説明させていただきます。お手元に「23年版さいたま市環境白書」「環境基本計画改訂版」はございますでしょうか。

この「さいたま市環境白書」は、「さいたま市環境基本条例」の規定に基づき、環境の現況と施策の実施状況に関する年次報告書として毎年作成し、公表するものでございます。今回、発

行させていただく環境白書につきましては、平成22年度における本市の環境の現況と、各環境関連施策や事業の進捗状況について取りまとめたものでございます。

全体構成についてですが、表紙をおめくりいただき、「目次」をご覧くださいませでしょうか。全体の構成は、昨年と同様、「本編」と「資料編」に分かれており、さらに「本編」につきましては「第1部」から「第3部」までで構成しております。

本編の構成については、第1部では、「本市のあらまし」と、「環境の現況」、それから『望ましい環境像』の実現に向けて」として、環境基本計画における施策体系、及び評価の考え方をまとめております。第2部につきましては、現行の環境基本計画に掲げる5つの基本目標に合わせ、5つの章からなっております。では、10ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにございます「施策体系」に従い、それぞれ「環境の現況及び評価」と「課題」、また「各個別施策や事業の実施状況及び評価」と「課題」について、まとめております。記述の仕方としましては、一昨年の環境白書で大きく変更し、ご好評をいただきました、施策体系ごとに「現況 評価 課題」と通して読めるような構成を、今年も踏襲しております。そして、第3部では、全体の総括と今後の取組についてまとめております。

続きまして、昨年までの環境白書との相違点についてご説明いたします。目次の前の「さいたま市環境白書をお読みいただく前に」とその裏面「改訂計画と前計画の体系図」をご覧くださいませでしょうか。

今回の環境白書につきましては、平成23年3月に「さいたま市環境基本計画」の改訂がございまして、第2部の基本目標別の施策体系の構成を前計画から改訂計画に変更しているのが特徴となっております。理由としましては、現状、平成23年3月に改訂した環境基本計画が既にあり、それを周知する方針などから改訂計画の方に合わせました。変更にあたり課題となったのが、前計画となる平成16年1月に策定した「さいたま市環境基本計画」では、基本目標を4つとしていました。今回平成23年3月に改訂した環境基本計画では、基本目標を5つとしておりまして、第2部の全体構成の組替えが必要となりました。施策内容に沿って、前計画から改訂計画に組替えを行ったのがこちらの図となります。つまり、第2部の基本目標別の進捗評価の施策体系は、前計画ではなく、平成23年3月に改訂した環境基本計画の施策体系で構成されています。一方、評価についてですが、平成22年度は、前計画の体系に沿って施策展開が実施されていたため、前計画の指標に基づいて評価を行うこととし、参考で「改訂計画で定めた指標」をその節の末に掲載しております。ただいま説明した内容については、巻頭に掲載し、この環境白書をご覧くださいませ上でのポイントとして位置づけております。

では、本編第2部の内容についてご説明したいと思います。全体構成につきましては、先程ご説明したとおり、環境基本計画改訂版に沿って組替えを行っておりますが、内容としましては昨年とほぼ同様となっております。昨年に引き続き、エコに係わるコラム「エコ・ラム」と呼んでおりますが、時事要素として、106ページに掲載した東日本大震災にともなう本市の節電対策などを取り入れてみました。若干変更のあったポイントとしては、改訂計画では、「生物多様性基本法第13条」に基づく生物多様性地域戦略に相当するものを定めております。それに伴いまして、今回の環境白書は、生物多様性に関する記述を追加しております。45ページをご覧ください。第2章の基本目標2に「1.1 生物多様性の理解」、「1.2 生物多様性データの充実」、「1.3 生物多様性の保全・再生」といったところが新たに加われました。また、こち

らつきましては、54ページに参考として改訂計画で定めた「生物多様性・自然環境の保全」の指標として掲載しております。

続きまして、全体の総括と今後の取組について記述しております、第3部についてご説明したいと思います。167ページをご覧くださいませでしょうか。まず、基本目標ごとに、「表3-1」から「表3-4」まで4ページにわたって掲載しております。今回の環境白書は、改訂計画の指標で評価するのではなく、前計画の指標で評価するため、前計画で定められていた評価指標です。これらの表では、それぞれの「現況評価指標」と重点施策の進捗状況を判断する「施策評価指標」とについて、評価結果とともに一覧にしております。

続いて、171ページをご覧ください。先ほどの評価結果を、プロジェクトごとにまとめたものが「表3-6」です。そして、そのプロジェクトごとの評価を、昨年との評価結果と比較したものが、次の172ページ上段の「表3-7」となります。こちらの表を基に、評価変更があったプロジェクトの概要をご説明いたします。まず、「さわやか青空プロジェクト」の評価が「B(一部施策に一層の努力が必要)」(から)「A(順調に進んでいる)」に上がっています。これは、「ライフスタイルの転換」(P.34)に書いていますが、指標である「バス利用者数」や「九都県市自動車排出ガス対策の推進」(P.122)で「公用車の次世代自動車の普及」が増加したためと考えられます。一方、交通量交通流対策(P.116)については、道路の新設などの都市計画道路の整備の遅れが考えられます。次に、「ごみゼロプロジェクト」の評価が「C 多くの施策に一層の努力が必要」(から)「A 順調に進んでいる」に上がっています。こちらにつきましては、「資源物及び焼却灰等の再生利用率」の増加(P.152)や、「事業系資源物の搬入量」(P.159)が増加したためと考えております。続いて、「ゆたかな緑・生き物プロジェクト」の評価が「C 多くの施策に一層の努力が必要」「B 一部の施策に一層の努力が必要」へ向上しました。「都市公園面積」の増加(P.61)がおもな要因と考えられます。最後に、「うるおいやすらぎ都市プロジェクト」の評価が「A 順調に進んでいる」から「B 一部の施策に一層の努力が必要」に低下しました。こちらにつきましては、「散乱ごみ減少率」(P.63)の悪化がなどの原因と考えられます。

総合評価ですが、全体としては、評価の上がったプロジェクトが4つ、評価の下がったプロジェクトが1つとなっており、前年度と比べると、A評価のプロジェクトが1つ、B評価が2つ増えてC評価が3つ減少となり、やや改善という形になっております。

環境白書の説明の最後となりますが、第3部2章のアンケート調査についてご説明します。177ページをご覧ください。環境基本計画改訂版の評価方法についてですが、指標の目標値に対する進捗状況の定量的な評価を行う事と市民アンケートによる定性的な評価を行うこととしております。来年度の環境白書からは、改訂計画により評価を行うため、市民アンケートによる評価を行うこととなりますが、今回につきましては参考として掲載しております。

以上で環境白書の説明・ご報告を終了いたします。

松本会長：ありがとうございました。それでは環境白書は既に皆さんのお手元に行っているかと思っておりますので、ご質問・ご意見をいただきたいと思っております。私がおうまく司会を進められなくて時間が伸びてしまうんですが、全体が見渡せるように第2部の1章につき10分前後、第3部に総括と今後の取り組みというところがありますので、今後どのようにしていきたいかというこ

とについては、最後のところで議論するという方向で話を進めたいと思います。最初は2部の基本目標第1章、14ページあたりから質問・意見などをお願いいたします。

石川委員：口火を切ります。17ページを見ていただきたいと思います。ご存じのとおり公民館というのは生涯学習を主に担っているわけですが、これだけ環境についてやるということで内容はいろいろあるかもしれませんが、これは初めてになるんですね。このデータの。

環境総務課：昨年度も掲載しています。

石川委員：そんなことはない。これで変化は分かるんですか。増えているとか、内容の変化は。

環境総務課：その年度での実施の公告人数しか載せていません。

石川委員：そうすると傾向は見えないんですね。

環境総務課：公民館の数も多いということと、実施している内容も毎年違いますので、その都度参加人数も違ってくるといってもありますから、同じテーマでやっていけば、これだけどんどん伸びていますという比較表もできると思うんですけれども、テーマを違えたりすると、やはり前の年は多かったけど今年は参加人数が低かったとかもありますので、その辺は表にしてはどうかというのがあると思います。

石川委員：市民委員会などの会議で内容について議論するとなると、問題は環境、こういうことをやっても人が集まらないわけです。どうしてかということ、ガーデニングとかはとっつきやすいが、本来の環境の難しい話をするとまた来ない。だから地域に根差した地域の環境はこうなっているんだという、身近にある環境の教育というものを、教育じゃあないな、見学でもいいんだけど、そういうものを主体に変換したほうがいいと思うんです。これを見ていると、これは先生がどうなっているか分かりませんが、講師の選定などもやはり地域を重視して地域の特性を生かした環境教育、学習っていうのは大事だと思うんです。ちょっとそんな感じを受けたので、どんどん増やしていただくことと、公民館は貸室管理しかやってないなんて言われないように、こういうことにも取り組んでほしいと私は思います。

環境総務課：それは所管のほうに申し伝えておきます。

松本会長：ほかにどうでしょうか。

松村委員：あまり経験がないので質問ですが、先ほどの説明で、まず白書というのは環境基本計画の進捗状況を一覧的に取りまとめて報告されるという性格のものですよね。そうすると環境基本計画に書いていないことは盛り込まれないというふうに考えたほうがいいんですか。何かだまし討ちみたいになっては。背景で言いますと、さっき川合委員もちょっと言われましたけ

ど、これは23年版だからいいと思うんだけど、来年24年版って出すんですよね。既に「はじめに」ところで市長さんが原発災害のことを書いておられますね。で、来年のことを考えたときにどういうふうになるんだろうというのを考えた。特に、これは意地悪な質問じゃなくて、特に特措法ができましたでしょう。放射線の特別措置法がこの年明けに。これまではすごく大雑把にいうと、放射性物質による汚染関連は環境の土俵から外れていたんだけど、災害廃棄物を中心にしてちょっと変わってきましたよね。だから法律制度の方はどんどん変わって行って、基本計画は、だからそれをええとっているのではなくて、片方で今まである分野で、外側の方がどんどん変わっていったときに、どういうふうにここを持っていったらいいんだろうかというのを、大きなお世話ですが、今後これを取りまとめて早晚発表されるんだと思います。そのときに、小言を言うようで失礼な言い方もかもしれませんが、どんなふうにされるのかというのを、僕は意見がないので事務局あるいは会長、副会長のお考えかもしれませんが、どんなふうにされるのかというのを整理しておかれる必要があるように思います。僕は個人的にはあまり感心しないなという対応は、これは環境基本計画に書いてあることの進捗状況の報告で、なおかつ平成22年で事故があったのが23年だから関係ないんですというのは、それは実に正しいけれども、あんまり、何ていうか、個人的にはあまり、もうちょっと絞りどころがあれば。具体的な対策を取れということではなくて、要するにどんどん世の中が変わっていくときにどうしたらいいんだろうか。これはこの県内でも随分悩んだ、だからそういうのを、これはまだいいけれど、その方法をどういうふうに、これを出すときにはどう、市民の方からのご質問なりにどう答えていくかということと、もう1つ来年版を作るんですよね、きっと。

環境総務課：毎年作ります。

松村委員：だから当然、特措法なんか関係ないから。その基本計画は外でどんどん、環境問題の土俵が広がって行ってしまふ。質問が何か感想にから意見になってしまい申し訳なかったですけど。だから直せとか何とかということじゃなくて、感想ということで受け取っていただければということです。

松本会長：何かお考えはありますか。

環境総務課：確かにご指摘のとおりだと思います。それで、この環境白書につきましては前年の結果をあくまでも、今回の場合は23年度ということになっていますけど、実際は22年度の取り組み状況の報告になります。ですから今委員さんのご指摘の件につきましては、当然23年度に新たに何か対策を設けてやっているわけですので、例えばこの中の項目に該当しないものでも、新たなこういう取り組みをしましたという白書での報告は当然盛り込んでいきたいと思っております。

松本会長：はい、ありがとうございます。ほかにありますか。ないようでしたら第2章のほうで問題点、質問等ありましたらお願いします。第2章のほうは45ページですが「自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちを目指す」というところですけども。

石川委員：生物多様性の46ページなんですけど、データの充実っていうのがありますけど、基本的にデータがないのでしょうか。例えば生物多様性というんだけど、生き物がどうなっているかというのは、我々直接環境そのものなんです。その指標なんです。今、ほとんど持ってない状況でしょう。だからこれは何としても早く立ち上げてほしいんです。これは多分、環境の最終結論ですから。このデータがどう変化したかによってその環境がどう変わって、どのような状態にしなければいけないということになるはずなんです。現実のデータがなかったら議論にならないはず。だからもう少し何とか頑張ってもらいたいんですけど駄目ですかね、これが精いっぱい。

環境総務課：それにつきましては前回、前の委員さんで構成していただいた審議会の中で、その計画の改訂版を審議していただいたときに、確か石川委員さんも言われてまして、この点につきましてはご審議いただいたところです。これはあくまでも白書の結果ということで今後、まあ、これはあくまでもデータの事実というのはこの計画での目標ですので、それについては頑張りたいと思っています。

石川委員：よろしくをお願いします。

松本会長：ほかにどうでしょう。

上原委員：51ページの環境影響評価についての質問なんですけど、アセス法が改正になりまして、これは平成22年度の段階のことだと思うんですが、新たな制度の導入については検討しなければ、この段階ではこのような書き方なのかと思いますけれども、戦略的アセスメントとか、そういったところの進み具合というのはまだこの段階では書けないのか。

環境総務課：その辺は所管に確認させていただくことでよろしいでしょうか。直接私どもの方でやったものではないので。

上原委員：分かりました。市条例に関わるものは、件数を見ると少ないかと思うんですけれども、要件以下のものでもかなり住民の方の反対運動とかが起こっているかと思うので、そのあたりを調整することもできるような制度になるといいかなと思います。

松本会長：はい。ほかにないでしょうか。

石川委員：いくつかあるんですが、よろしいですか。50ページの保存緑地、これは増やそうと思うけど減るほうが多い。これは県も同じなんです。例えば一生懸命、税金、手当してやっても担保されないでしょう。ある時期ぽつと返されちゃう。これじゃあ何をやっているかと。現状はいいけど将来に対して何のあれもないでしょう。何か歯止めの方法はないでしょうか。これでは永久に減っていくのでは。

環境総務課：要は、やはりどうしても私有地ということで、規制は掛けられないというのが現状です。市のほうとしても都市計画のほうで、先ほどご指摘がありました斜面林等について、特に見沼周辺での斜面林については貴重な、いわゆる自然法からの資源だということで購入しているというような状況も聞いておりますから。

石川委員：だから単に斜面林といたら、緑じゃなくて、災害とかそういったものにもっと価値というか、目的というものがあるわけです。昔の人が考えて作ったわけだから。そういうことを前面に出してももう少し積極的にできる方法はないんですかね。本当に残念だと思うんですね。

島村委員：ちょっといいですか。それを追究するのであったら、何回も言うんですが、私は旧大宮で生まれ育って77年、近くにいろいろな緑地があった。ところがそれは全部埋め立てられて人が増えちゃった。そういう人が緑を守れと言っても私は腹が立つわけ。そうでしょう。じゃあ、そういう人に帰ってもらえば元のように。それはやっぱり現実をよく踏まえて、きれい事じゃなくて、やっぱり元のように農家とか...、それはやっぱりある程度の抑止力は必要ですよ。ただ単にそれをぼっとやるのは、私は無理だと思う。だから、私はそれできません。歩いて10分、15分でホテルがいっぱいありましたよ。今、一匹もいませんよ、全部うちだから。そういう人たちが自然を守ると言っているの。腹が立つことおびただしい。それを我々は言いませんけれども、あんまりそういう人をあれするのは確かによくない。現実をよく踏まえてこれ以上悪化しない程度は必要だと思う。市のほうだってそれやられたら困っちゃう。

環境総務課：4名の委員さんからそれぞれ貴重な意見をありがとうございます。

石川委員：既成事実というのは変だけど、せつかくお金を使っているわけでしょう。使っていてそれが何年か後にパーになっちゃうわけですから。まあ、その間価値があったと言ってしまえばそれまでだけど。それじゃあ、何のためなのか。

環境総務課：斜面林の購入とか、あとは公園としての活用とかそういうあれで、市のほうも努力しておりますので。

石川委員：よろしく願います。ちょっとよろしいですか。57ページ、いいこと書いてあるんです。街路樹、維持管理には多大な経費を要すると書いてあります。街路樹の整備というのをもう1回考え直してほしい。これは意見として聞いていただきたいんですけど、街路樹イコール市の木、県の木。ケヤキでしょう。ケヤキを見てください。坊主になっちゃう。それから木が大きくなると道路を壊す。本当にあんなことでいいかどうかですよ。何事においてもLCって言葉がありますけれども、ライフサイクルコスト、要するに初期投資と管理費とそれを撤去するのも考えて、この街路樹の樹枝、剪定とか維持管理の仕方を考え直したらどうかと思うんです。特に植え込みなんか駄目です。植え込みなんかは都市部はいいです。郊外へ出ると、例えばススキとかヤブガラシとか、そういった別のものの種が、中に入っちゃう。そうすると

植え込みですから手が入らないでしょう。木が雑草になっちゃうわけです。ああいう感じで金掛けてね、あまりにも雑草が多くなると全部抜いてもう1回やり直す。こんなもったいない話はないでしょう。ですから本当にこれはいいことが書いてあるんで、本当にこれは考えてもらわなきゃいけない。道路は狭いんですから。言っていただきたい。ぜひともお願いします。

島村委員：昔から住んでる人は木が茂って落葉しても怒らない。新しく来る人は樋が詰まるとか文句ばかり言うわけ。ところが日本の緑地というのは神社だとかお寺では保存されてきたわけです。やっぱり普通の民有地はだめだけれども。神社、寺は本当に、お寺の林という昔から宗教心が強い関係で非常に保たれた。ところが最近見ていると森の鎮守はなくなっちゃっている。あまり神様、神社を尊敬しなくなっちゃってぼんぼん切っちゃうんですね。だからああいうところが日本は今、荒廃が進んでいるわけです。やはり道德じゃなくて、そういう信教心的な自然を尊敬するような教育をしないと。やっぱり何でも切っては駄目。自分のエゴだけ。それから今提案された方もご承知かと思えますけれども、我々がいくらガシャガシャ文句言っても駄目。やはり小さいときから教育をよくしないと駄目です。ただ理想論で入れておいてもいいと思う。

松本会長：はい、ありがとうございます。ほかに何かありませんか。ちょっと私細かいコメントが、47ページ、特別緑地保全地域の保全、主な成果、と書いてあるところに、主な成果の一番下の行で「全地区に指定します」と書いてありますが、成果という項目の中に「これこれします」というのはちょっとおかしいのではないかと思います。何か工夫をされたほうがいい。

環境総務課：全地区じゃなくて、その前があるんですね。

松本会長：保全……、そうじゃなくて、成果という項目なのに「します」というのはまずいんじゃないかと。もう1つ、48ページ、下のほうの現況および評価の2つ目のパラグラフ、このような状況から動植物等の生態も確認する。この文章はおかしい、確認されています、生態が確認されている、これはこれでいいんですかね。

松村委員：生息とか何とか。

松本会長：そうだと思うんですが。このままでいいと言うんならばいいんですけど。ほかにどうでしょう、何かないですか。あとは資料編で、委員長はちょっと別において、個人的な意見を少し言わせていただきますと、私は石川さんの意見と全く同じで、例えば49ページのイ、課題、それからこうすべきだということと、51ページのイ、課題、これが全く同じ文言で、これを読むと困ったなという思いがします。先へ進まないんじゃないですか。

そういう個所がいっぱいあって、ここだけじゃなくて、この緑地の保全の問題はお金が掛かるというので大変なんですけれども、何とか頑張っていたきたいなと思います。

すいません、お終いです。55ページの「快適環境の創造」の上から10行目ぐらいですけども、本市の一人当たりの、そこから3行目です。他の政令指定都市に比べると少ないと書いて

てありますが、すぐ前に関東、本市のと始まった次が関東近郊の、と書いてあって、その次に他の政令指定都市と書いてある。この「他」というのは何を指すのか。日本全体か。

環境総務課：全政令市のレベルと比べると、という意味。関東というと、千葉市、横浜市、川崎市と、あと相模原市しかないの、その中ではやはり平均レベル。ただほかの札幌、仙台から福岡、北九州まで入れた政令市全体の中では少ないということです。表現が分かり難ければ、その辺は所管と調整させていただきます。

石川委員：当面は歩いていける身近な公園が不足する地点を重点的に整備します、とあるでしょう。それで、今公園ができるのは全部郊外なんですよ。郊外というのは若い人たちにはいいんですね。年寄りが高齢化して行く所がないんです。私もいろいろと公園をつくってもらうようにやったんだけど、お金がない、土地がない。それで公園はありますよと言っても、いや少ないです。一人あたりの公園は少なく、利用できる公園が少ないというのはダブルパンチなんですね。これを何とか市街地に公園をつくる努力をしないと行き場所がないです。井戸端会議をする場所がない。

島村委員：それに対して私が先ほど発言したように、鎮守の森を復活させればいいわけです。神社に建物があるわけですから、その周りにみんな、昔は相当木が茂っていた。それをみんな切っちゃった。そういう形で復活させれば身近なところに緑が復活するんじゃないでしょうか。ただ単に畑をつくるんじゃないで、昔からあったところを復活するというだけでも相当大きな成果が上がるんじゃないですか。一度皆さん方、昔の鎮守の森、見学に行ったらどうですか、みんな裸です。

石川委員：ちょっと言いますと、鎮守の森で保全と利用をやっているんです。昔の鎮守の森信仰というのは、その地域の運命共同体なんだけど、それも祭りを通して地域の安全と秩序を保とうという神道精神を通じて、それがなくなった。それは戦後駄目にしちゃったんだから、それはまずいということで。信仰心だけでは問題なんで、要はその神社をどういうふうに現代的に利用をするのか。お祭りも神社の祭りじゃない。要するにヨーロッパに教会を中心にした広場があるでしょう。ああいうふうなやり方に変えていかなきゃいけないんですね。それはもちろん緑が残ればいいですよ。だからそういう形を取って、現代的な活用の仕方考えないと、あの森はなくなります。土地自体がなくなる。神社神道との関係があるんだけど、我々のところだって売っちゃうというところがある。要するに氏子さんが増えない。ということで地域で守っているんだけど、「鎮守の森ルネサンス」とか言って、昔の神道に基づく考え方じゃなくて、もっと全体的な活用、残された市民のシンボルゾーンですから、それを活用する方策をもっと考えなくちゃいけない。ただしこれは氏子さんの問題、神社さんの問題であって一筋にはいけません。ただ地域の方が守らなければ、守るということは、守って利用しない限り鎮守の森は坊主になります。全体、神主さんも亡くなっていますから、そういうことで真剣に考える必要があると言っているんですが、どうにも取り上げてくれない。私も鎮守の森ルネサンスというのでだいぶ提言しているんですが反応はゼロ。

島村委員：氏子っていうけど、奉仕的な精神でやっている。それについて裏付けはありませんから。義務も権利もない。やっぱりあくまでも奉仕という形で今までずっと維持してきたわけだから。

石川委員：でも全員が氏子さんじゃないでしょう。普通の人がある。そこが問題なんです。

島村委員：いや、氏子にならない、金を取られるから嫌だって。そりゃそうでしょう。

石川委員：そういうことで、蛇足でした。

松本会長：はい、ほかにありますか。はい、お願いします。

小坂副会長：62 ページ、「景観の保全」の一番下の課題のところに「今後さらに、良好な住環境や景観を目指して、地区計画制度や…」といろいろ書いてある。ここのは課題に挙げられている解決策というか対応策が、わりと具体的に書かれているんですけど、それ以外のところは、ほかにもあるかもしれませんが、これまで議論になったような課題というところは、例えば 55 ページ、さっきもございましたが、かなり抽象的というか。だから現実的にできる、できないということがあるから課題の濃淡もあるのかもしれないけれど、ここのは例えば補助制度の創立などを検討したほうがいいとか。課題というところでもうちょっと踏み込んで書けないのかと。そういうのが全体的な印象で、ただあんまり書くとやらないといけないことになるから、これも大変かなとか、担当部署との関係もあるのかなと、いろいろ気にしますが、最初の 62 ページのような書き方がもう少しできるといいなと思いますが、どんなものでしょうか。

環境総務課：ありがとうございます。この課題の表記の仕方につきましても、それぞれ所管している所管課のほうで一応記述していただいています。ですからより深くこのように書く所管もあれば、本当に手短かに数行で書いてしまうところがありますので、今年は無理としても、今後より課題については詳しく記述していただくように、こちらのほうから依頼していきたいと思っています。

松本会長：ありがとうございます。ほかにありませんか。60 ページのヒート・アイランド対策ですが、これは多分こういう項目で新しく作ったんじゃないかと思うんですが、項目が小さ過ぎるというか、もう少しヒート・アイランドの対策としてはもう少しいろんな観点もあるんだということを書いたほうがいいんじゃないかなという気がしました。ページが少ないということもありますし、これは先ほども出てきた件ですが、23 年度に行ったこととして 22 ページのエコラムの 2、これは 23 年度の仕事がエコラムと書いてあります。それは別に 23 年度が分かっているんですけども、別に 22 ページに置かないでも 61 ページかなんかにはめ込むとか、そういう具合でもいいんじゃないかなと思いました。そのほうがしっかりした感じになる。ほかに

ないでしょうか。

石川委員：ちょっとヒート・アイランド、いいですか。熱源の問題なんですけど、要するにヒート・アイランドの原因なんですけれども、確かに緑のカーテンはいいんですけど、中身も検討しなくちゃいけないですよ。ゴーヤとかあれだって水道水を使うってことは駄目。全体的に見たらちょっと単眼的なやり方で、優先のものって結構あるんで考えてほしい。もう1つは今さいたま市で一番問題なのは高气密、高断熱の家を造ることです。これを徹底的に進めること、これを検討してもらいたい。こうしなかったらばんばん熱が外へ出ます。だってどこへ行っても室外機が回りっぱなしで、道がぼんぼん熱くなっている。それで部屋の中も環境はよくない。だから高气密、高断熱の住宅をいかに推進するか、そういう環境を推進していかなかったらもうヒート・アイランドといっても、ゴーヤはいいけど、みんな水道水使ってやるのもいいけど、その使った土は廃棄物でしょう。一体どういう考えなのか、僕はよく分かんないんですけども、これは私の独り言として聞いてください。

島村委員：今の現況、私ははっきりしています。例えば氷川参道の両側、長い間風致式で3階以上は建てられなかったんです。ところが4～5年で変えて5階建て造れるようになった。だから市が悪いんです。我々もマンション建設に徹底的にけんかやりましたけど、市がそういうものを許しちゃうんだから。それでもって緑地が足りないとかヒート・アイランド現象とか、やっぱり市が悪い。特に上が悪いんだね。結局、生まれ育った両側にずっと風致地区で大きい建物は建てられない。それである程度の面積が必要だから、非常に緑が多かったんです。もう駄目になった。マンション駄目ばかり。それで我々がいくら緑地を何とかといっても、だんだん腹が立つわけ。だからもっと市がしっかりしてくれないと。

石川委員：緑のカーテンは削除しといたほうがいいね。せっかく一生懸命やっているのに水を差すようになるから。

環境総務課：緑が駄目だということですか。

石川委員：いや、こんなことよりも、もっと大事なことがあるでしょうということ。緑の倍増計画だって緑の倍増計画にならないですよ。

環境総務課：それはそうです。

石川委員：だから、そこをやはりもう少し考えてほしいんですよ。だからもっと大事なことがあるということを皆さんに共有してほしい。

環境総務課：ただ、緑倍増プロジェクトというのは、みどり推進課でやっている事業なんです。ちょっと削除はできない。

石川委員：分かっています。いや、私の言ったことを削除してください。

環境総務課：そういう意味ですか・・・。

松村委員：最終結論が出た。ただ心配なのでちょっと、私は緑のカーテンの事業と言えば、それですべてがもちろん解決できないけれども、それはきちんと書いておくべきだと思います。それで私の勘違いでなければ、問題は委員長も言われたけど、ヒート・アイランド対策ってもっと広範な対策があって、それぞれの対策に役割があるのに、何となく取って付けたというか、何となく並んでいる。これはひどいだろうというご指摘なので、僕はヒート・アイランド対策で緑のカーテンの事業というのは非常に重要で、だけどそれは排熱を押さえるとかいうことではなく、ここでは啓発と書いてあるけれど、啓発でもないんじゃないかという気もする。それを脇に置いて、それはきちんと位置付けを、ご担当かほかの部局か分からないが、必要なものは整理されたらどうか。書いたらいかんということではなくて、書き方がいかにも取って付けたようで、これでさいたま市のヒート・アイランド問題が全部解決できるというのは、ちょっとどうかと思います。

環境総務課：その中の1つの事業ということでご理解していただければ。

松村委員：何か、ぜひ書いておくといいというのがありますか。

石川委員：生物多様性もヒート・アイランドも改訂版のときに出てきたものなので、こうなってしまうのもやむを得ないかなと思う。

松村委員：それと、ついでに言うと、少し前に課題のところの書きぶりがどうにかならないか、みたいなご指摘が会長、副会長からありましたが、それはきっと、これまた一般論で申し訳ないんですが、問題点は非常に丁寧に書いておかれたほうがいいんです。だけどこういうことをやります、というのはきっと、やっぱりいろいろな制約がある中で、だからそっちはふんわりと書いておかなきゃいけないことかもしれない。問題の指摘のところは、こういう問題なんでこういうことをしなきゃいけないというところはできる限り、やや長期的なものから丁寧に書いておかないといけません。それでこうやります、というのはいろいろ制約があるでしょうから、そこはふんわり書いておく。僕も昔経験がありますが、書くときちゃんとやったかとすぐ確認されるので、何となく元気が出ないという気持ちはよく分かるんですが。だから問題のところは丁寧に、もう一度点検されるときに書かれておればと思います。余計なことですが。

環境総務課：はい、今、22年度における23年の白書については、今から所管にというのは・・・。

松村委員：もう、それはいいです。感想ですから。

環境総務課：次回の課題ということで。

松本会長：はい、ありがとうございます。では次に行きましょう。第3章について問題点があれば。

石川委員：84、85ページの関連ですが、さいたま市のエネルギー、電力を含めたエネルギーの収支を前に考えたらいいんじゃないですか。要するにさいたま市のエネルギーは何かということ。太陽光と風力と、それから水をうまく使えばエネルギーは取れますね。それ以外にはないですよ。買ってくるものばかりです。そうすると唯一ごみの焼却というエネルギーなんですね。発電場所が少ないんです。給湯だけでは、設備投資が掛かるから待ってくれというのは分かるんだけど、せっかく皆さんからごみが出て、それが熱源となって、給湯だけじゃなくて、もう少し考えて発電するというところに、お金を掛けてできないでしょうか。それが1つ何かさびしいなと思っています。太陽光発電に最近さいたま市の方では力をいれているようですが、我々が使っているエネルギーってというのは何なんだというのを市民にもっとアピールする必要がありますね。皆さんのエネルギーが全部こうなっているんだよと。あなた方の再生できるエネルギーというのはこれしかないんだと。だから省エネをしてください、太陽光発電も付けてください、できれば風力も、風力は駄目かな、例えば水も、下水か何かもうまくすれば発電できるんでしょう。

環境総務課：小水力ですね。

石川委員：ああいうのを使うとか、そういうのをもっと徹底的に、一応出していただきたいなと。これを見てがっかりした。あれ、こんなに少なかったかなと。今、4つですか。2つ、3つでしょう。3つしか発電しないの。あとはみんな使えないからね。

環境総務課：いや、4カ所。

石川委員：4カ所、あとは給湯だけでしょう。

環境総務課：発電は3カ所ですね。

石川委員：もったいないね。これを見て私は思っています。残念ながらそういう気がいたしました。

環境総務課：エネルギーの関係につきましては、昨年の3.11の東日本大震災以来、国のほうでもエネルギー基本計画を根本的に見直しされ始めているということを受けまして、来年の、あくまで予定ということでお聞きいただければと思いますが、さいたま市のエネルギー計画につきましても見直しを進めていくという考えがあります。その辺を検討していきますと、今委員さんがおっしゃられた内容も十分に含まれてくるのではないかなと思われまので、そちらに期待していただければと思います。

石川委員：よろしく申し上げます。

松本会長：ほかにあるでしょうか。

島村委員：後で発言しようかと思っていたんですが、今、エネルギーの問題が出ましたことと関連して発言します。さいたま市だけじゃなくて埼玉県全体が電力についてもあらゆるものが全部県内で調達できると思います。それとごみ処理の問題でも埋め立て地は埼玉県は海がありませんから埋め立てられない。では今までどうしたかというと全部東北へ持って行ってます。そうすると今、この前の地震で東北3県がごみの処理で問題になっているんだけど、それだけ恩を受けている埼玉県がそれを受け入れてやろうという雰囲気がない。恐らく知事だとか市長はありますよ。ところが反対のための反対の運動家が出て来てつづすから、いくら食べ物より安全ですよといっても反対は反対、そういうのが今の日本を恐らく牛耳っちゃう。こういう時こそ、長年世話になっている東北3県に埼玉県は協力してやるべきだと思うんです。どうもこういう議論は通らないで、なおかつ子どものためだとか、100ベクレル以下の食物と同じくらいのもものだから平気なんですけれども、何となく雰囲気で駄目になっちゃう。私はこの環境審議会じゃなくて、本来は産業廃棄物関係の委員会のほうでそれを取り上げるべきだと。あえて私はそういうような発言をして、何とかどのくらいでもいいから受け入れてやって、焼却だけですから、もう埼玉県は埋めるところがないんだから、だから埼玉県で焼いてあげましょうと。ただし東北のほうへ持って行って自分のところで埋め立ててくださいと。こういう交渉をすれば簡単に解決すると。やる気がないんだから、反対をかうための法案なんて。やはり日本人はその辺ちょっと、口では絆なんて言ってもね。もう少し現実的に取り組んであげるべきだと。

環境総務課：今のご意見、ちょっと補足させていただきますと、確かに私どもの市の施設、これだけ焼却施設がありますから受け入れる能力は若干あるはずですが。ただ焼却したごみまでも、その自治体で対応してくださいというのが今の方針なんです。そうしますと、さいたま市は本当に今委員さんからおっしゃいましたように、市内の最終処分場というのは2カ所しかございませんので、そこに市内で発生したごみの焼却物、プラスで被災地のものも埋めるといことは、さらに短い期間でそこがいっぱいになってしまうということになり、受け入れができないというのがまずあります。今、委員さんから、燃やしたものをまた東北の方へということでご意見がありましたが、今までも市内で発生したごみの焼却物の一部を東北、秋田の方なんですけど持って行っておりました。ただそこも受け入れが駄目だということで、逆にこちらで燃やした分も駄目だと断られている状況です。やはり他の都道府県の知事さんなども、受け入れはしたいんだけど最終的な灰をどうするかというのがやはり課題で受け入れられない。

島村委員：それはやっぱり交渉しないからだと思うんです。

環境総務課：そうですね。だからやはりその辺は国が責任を持って何か方向性を示していただか

ないと、地域の住民への理解が得られないのかなというのがあると思います。

島村委員：昔、産業廃棄物関係で東京都とやり合ったことがあるんです。東京は海がありますからどんどん埋められる。埼玉県はない。悪いけれども東京は埼玉のおかげで水を供給してもらっているんだと。それで、そちらが引き取らないんだったら荒川河川を全部産業廃棄物で埋めてやるって言ったの。それでだいが東京も折れているんです。やっぱり交渉というのはする必要があります。だから正直言って、このまま行っちゃって面倒みなかったら埼玉県は将来も埋め立て地がないですよ。どこへ持っていきます？東北が嫌だといったらお終いです。やっぱり長期的展望でそういう余裕を残して、面倒を見るのが将来の埼玉県民のためになると思います。目先の反対じゃなくて。

環境総務課：そういうルートが確保できれば、それなりに各自治体さんのほうもやれるのかなと思いますけど。先ほど言ったような状況なので、さいたま市としてもできない状況にあります。

島村委員：熊谷では焼いてセメントの材料に使うと言っている。そのことすら反対しているのはどこもおかしい。どこからか出てきて反対、反対と言って、あんなのは何の役にも立たない。税金も納めているのに。私は経験上よく言えるの。だからそういうところは喜んでそういう人のところに反論したいなと思っています。これは行政の立場からだと、確かに発言するのは強く言えないから。行政は何もやらないじゃないか、市民の意見、市民といっても一握りでしょ。聞けるわけないんだけど、本音言うとすぐ叩かれちゃうからかわいそうだなと思う。ちょっとそういうことを申し上げます。

松本会長：はい、ありがとうございます。ではこの第3章でほかにありましたら。はい、お願いします。

小坂副会長：103 ページに都市計画マスタープランの推進という項目で、上半分あたり実施状況の評価と課題というところ、スタイルは同じなんだけど、ここはえらいそっけないというか、実施状況の評価というのを全部文言で入っていて、1つぐらい表がないのかなという感じもする。マスタープランそのものは環境基本計画と同じレベルかマスタープランの方がより広範かというぐらいですから、こういうところで扱うにはもっとボリュームをたくさん取らないと、マスタープランの実施状況の評価というのは表現できないかもしれないです。ここはえらい簡単になっていてこういうのはあまり面白くないという感じがします。

環境総務課：やっぱり都市計画の中ではさいたま市総合振興計画というのが一番の大元なので、それにぶら下がっているわけで、あまりこの環境サイドのこの白書の中に、このマスタープランだけをどんどん膨らましていくと、やはりきりがいいもので、取りあえず今年度はこういうものを改訂して検討していく予定です、ぐらいで記述させていただいているところです。

環境総務課：本当にあまり踏み込むとやはり副委員長がおっしゃったとおり、もっともっと詳しく

しくなってしまうので、こういうものもあるんですよということで、またそれについての検討がされているということで周知していただくぐらいのことと考えております。

小坂副会長：そういうことなら、もっと出してくれよって言われてしまうじゃないですか。

環境総務課：その辺はちょっと……。

小坂副会長：はい、分かりました。

石川委員：94 ページですけど、環境プランがありますね。私は詳しくないんで分からないんだけど、道路というのはものの移動だと考えている人が多いんです。要するに車、電車、だけど道路というのはライフラインそのものなんで、例えば電線・水道・ガス・下水、全部入っているんです。本当に基本的なことなんで、道路行政というのはそういう面からも生活を守るためにちゃんとした道路を造らなきゃいけないと思うんです。それがいつも抜けているんです。いつも道路っていうと交通量がどうだとか、そういう話になっちゃう。例えば今、緊急時に入れないう道路がいっぱいありますから。消防車が入れない、救急車が入れない。被災が起きたらどこも行けない。こういう道路の造り方、ただものの移動だけを考えてやったっていうのはまずいと思う。だって土地がないんだから。全部道路にしちゃおうとしているでしょう。道路はそれだけ重要だということを考えてやらないと、ガスが駄目、水道が駄目、何か駄目になっちゃうんですよ。例えばガスが少しおかしくなっても全部交通止めでしょう。もう1つ道路で言えば、右折車線がないために全部渋滞しちゃうわけ、だから何かもう少し工夫、よく分かんないんだけど、そういうもっとも大事なことを、まずやり遂げれば大半のことは解決できる。そういうのを重点的に考えてもらうように言ってほしいんだけど、いくら都市計画道路がどうのこうのと言っても、実際消防車が入れない、救急車が入れない、もし何か工事やったら全部迂回ですよ。そんなときに火事でも起こったらどうするんですかね。よく私は分からないんだけど、本当に、そういう生活そのものということをもっと理解して道路行政をやってほしいと思うんです。ちょっとこのテーマと離れちゃって申し訳ないんですが、日ごろ思っていることなんで。

環境総務課：その辺の構成はちょっと。またペーパーでご意見をいただいたものについては所管の方にそのまま渡すような方向で考えておりますので。

石川委員：いろいろ対応するというか、柔軟性な考え方をしてないんだね。道路ったら道路。お互いに全体の関わり合いでもものを見ていくという、それで重点的に予算を入れていくということをすべきだと私は思います。

松村委員：それはね、やっぱり住民の協力がなくては不可能ですからね。

石川委員：そう言っちゃったらお終いなんで。

松本会長：私からちょっとだけ。109 ページですけれども、地球環境問題対策、このやっぱり課題のところですが、ここも課題として、さいたま市の白書として、さいたま市はどうあるべきかという文言になってないんですね。これは書き方が難しいんでしょうけれども、ちょっとこれでは教科書をコピーして張り付けたようで、まずいなという気がしたんですが。

川合委員：書き方でやはり細かいんですが、108 ページの真ん中あたりですが、「その結果、平成 22 年度 pH5.6 の…」の前の文章とのつながりがおかしいと思うんですね。2 地点で同計測しています。さいたま市役所による同計測は終了しました、その結果というのはおかしい。括弧が何かでさいたま市役所における計測は終了しましたとか、括弧書きが何かで、前の文章からつながってその文章…。ちょっと細かい点ですが。

松本会長：はい、よろしいでしょうか。

環境総務課：記述のほうは、この 108 ページについては担当と協議させていただきます。それと確かに委員長がおっしゃる 109 ページの方ですが、熱帯雨林に対してさいたま市、確かに文面がおかしいかもしれません。

松本会長：難しいですけど、少し考えていただきたい。

環境総務課：今回はこのまま行かせていただいて、次回是对応したい。

島村委員：今の 108 で、いわゆる酸性雨の問題で工場や自動車から排出されたと、こう出ていますけれども、ここは中国という言葉を入れたほうがいいですね。酸性雨って日本だけの国内問題じゃないですね。これは国内のこういう自動車の排気ガスとか何とかとって記載するだけではなく、中国から来る廃棄汚染物質と入れたほうがいい。今、中国は大気汚染で大変ですよ。目先が見えないくらい曇っちゃってる。それがみんな日本へ流れてきている。工場だとか自動車保有者は一生懸命努力している。高い金を使って設備を入れて。それでこの現実。やっぱりやる気なくなっちゃうね。

松村委員：すいません、私の勘違いかもしれませんが、109 ページの課題の書きぶりはこのままでもお願いしたいとのこと。結論を先に言うと、これで結構ですが、今ちょっと、さいたま市環境基本計画、元々の計画でどう書いてあるかということを見てみたんですが、要するにこれに合わせた進捗状況、あるいは何かを書けばいいんでしょう。そうすると、この計画の 50 ページに書いてあることは普及啓発を推進しますと書いてありますよね。それであれば、その普及啓発を推進しますと計画で言っているんだから、普及啓発をさらに進めますって言えば、それが取り組みになって、今の計画の文章を説明しないと。今の計画の文章をもう一度ご覧いただいて、差し替えなくてもいいですよ、これで行きたいというなら。差し替えれば、現行計画のネットワークのこのホームページから持ってこられたものより、委員長というか会長のお考えに少しは近づくような気がしますが。

環境総務課：この「破壊していますので、それを踏まえて啓発していきましょう。」という辺りを検討させていただきます。

松村委員：それはもうどういうふうを書くかは現状も含めてお任せします。きっとそのほうがいい。

環境総務課：はい、ではそちらの方向で調整します。

松本会長：次の方へ移ってもよろしいでしょうか、第4章。4章についてどうしても言わなきゃまずいというようなところは。

川合委員：113 ページの有害大気汚染物質の測定のところの下の部分ですが、これは個別施策の実施状況と課題となっているわけですが、内容成果がというのですが、課題がないということで、意地悪な見方をすると、これはもう課題なしなのかなと感じます。全体的、どこがどうというわけではないんですが、全体としての文章のあり方部分で、課題とかのところ、どういうのを目指しますとか、何とかが必要ですか、という書き文が非常に多い。役所系ではよくありがちだというのは私も分かるところなんですが、そうかと思うと、前のほうに戻って申し訳ないんですが、97 ページの一番下の課題のように何とかの整理とか、全体の書きぶりが統一された文言ではないような気がするんです。それぞれの部署から上がってくるとは言っても、白書として1つのものなので、そういった文面の統一化は今後必要なのではないかなという気がいたします。

環境総務課：今の委員さんのご指摘については同じような流れになるべく統一できるようにしていきたいと思います。貴重なご意見としてお伺いさせていただきます。

松本会長：はい、ありがとうございます。ほかにあるでしょうか。

上原委員：125 ページ、水環境プランの改訂版のほうで詳しく書いてあるのを拝見してしまったせいもあるんですけども、指標として環境基準の達成率、100%にしていくことは分かるんですが、実際に環境基準を100%、これだけでも大変なんですけども、実際はそれぞれ地点によって環境基準の類型指定状況などが違うと思うので、その辺がこの白書だけを見ると非常に分かりにくいと思います。126 ページの評価、前に戻れば現況の45 ページのところもそうなんですけども、最近よくこういった図では見かける、例えば水質についても色分けとかA類型、B類型とか、環境基準がどうなのかって、BODで幾つなのかってというような範例とかが付いているものかと思っていたんですけども、それもなかったなのでその辺が分かりにくいかなと思いました。大気のところは基準値とか書いてあるんですけども、水環境のところはさらっと達成率だけで書かれているなという気がしました。

環境総務課：次のページのところも達成率だけなので。ただ一応これにつきましては平成 15 年度の数値を一応基準としてやるということになっておりますので、そこからの表記なんですが、その 15 年度の数値がここでははっきりと分からないという、そういう意味合いでしょうか。

上原委員：これだと多分、達成率が 15 年度では 84.1 パーセントだったということかと思うんですけども、環境基準自体がどうであるのかというのが、まず 14 ページ、15 ページを含めてこの辺が分からないということです。これだけ見ると、例えば綾瀬川とかかなり汚れている川でも 80 パーセントを達成しているじゃないか、というふうにしか見えないということです。

環境総務課：基準値が何パーセント、どの計り方で、これは大丈夫なんだという、その数値が見えないということですね。その辺は今後担当課と調整させていただきたいと思います。

上原委員：水環境プランの方では詳しく書いてあるので、そのほうが良いと思います。

島村委員：排出基準の数値なんですけれども、私も環境省の審議会に出ていたことがあります。そのときはたまたま亜鉛の数値の問題が出まして、それは確か規制値が 4 だったかな。ところがその 4 をどこから持ってきたかという、スウェーデンとかデンマークとか、ああいうところの国の数値そのまま使うんです。それから 4 に規制した場合に、日本で一番きれいな海域である小笠原諸島の海域の水と同じなんです。それを守れというわけ。ご案内のとおり日本は国土が狭いところで、ましてやスウェーデン並にやったら、事業所を全部つぶせばいいですよ。それでも日本では守れないわけです。そういうことを環境省は平気でやるわけ。なぜやるか、規制値の厳しいのをやると部署が増えるわけです。ただそれだけ。私は堂々この環境審議会で会長をやっていたけど、最後は引っ込んでしまいました。そういうのが今の日本の数値なんです。だからその数値が正しいかどうかは我々素人ではあまり分からない。先生が詳しいと思いますが現実はその裏がある。そこまで我々が立ち入って審議会で討論すべき問題ではないといえばあれだけど、実際は裏はそうなんです。守らなきゃならない事業所は工場をやめればいいけども、私はさいたま市の工場の代表ですから、だからある程度そういう意見を言っておかないと知らない人も多いわけですので、あえて申し上げました。

上原委員：例えば基準がよくなっているというところは、当然これにも出てきていいわけなんですけれども、そこが書いてないというところだと思うんです。

島村委員：それは日本の場合は、潜って時々うまくやれば、捕まんなきゃ平気なんです。現実はそのでしょう。日本の法律というのは届け出を出して、こういう仕事をやるからこういうものをやりますという立ち入り検査が来るの。ところが届け出を出さずに潜って、どんどん出したって平気なの。それが今の現実。だからこれ、100 はそういう意味で河川を測ると 100 にならないというのは、そういう裏がある。

松本会長：はい。実は制限の時間が過ぎてしまして。4 章についてほかに意見がなければ、次の

第5章に移りたいと思います。5章についてこういう問題があるという方はコメントをお願いします。

丸山委員：先ほど来、課題の件のところの書き方の問題が出ていますが、5章においてもそのようなことで、例えば158ページに生ごみ処理容器、補助金を出しての購入率がだんだん伸びていますけれど、これを出した結果がその後の処理機を利用した方の追跡調査とかがどうもなされていないので、果たしてこの補助金を出したことによる効果がどれくらい現れているのか、補助金をもらっておいて、途中で、もうやめちゃった。補助金を無駄にしているということもありますので、そういうことを課題のところに普及啓発に努めますと書いてありますけど、補助金を出したところの後始末といいますか、そういうことも課題として追跡調査をできたらと思います。それと年間の市民のごみの排出量が予定より進んでだんだん減ってはいるんですが、資源物関係になると、新聞以外のその他の紙ごみが生ごみにたくさん入っているのが見受けられます。だからそういうその他の紙ごみの出し方自体も、この5章のどこかの課題に書かれていたほうがいいんじゃないかと、細かいようですけど、やはりその積み重ねが大事なので、特にこれから環境問題が最初のごみの発生抑制とごみ減量というところにもう1回戻らないと、どうしても最終処分場の問題とか、先ほどからいろいろ話題に出ている中では、そこに戻ってもう1回考え直すということが必要だと感じられますので、5章においては何らかの形で課題として挙げていただければありがたいと思います。

松本会長：ありがとうございます。それは書けますよね。

環境総務課：今回はこのスペースで追加するのは難しいかと。またこれについては一般廃棄物処理結果、そちらの方でもまたやっていると思いますので、その辺と踏まえて今後調整させていただきたいと思います。

丸山委員：その他の紙ごみだけの問題はあちらと別としても、この白書の中に問題点として課題の中に書き込めるのではないですか。リサイクル率のところでもいいですし。

環境総務課：ではそこは所管と調整させていただきます。

松本会長：ほかにいかがでしょうか。第5章で。なければ次に総括のところ、167ページですけども、ここで今盛んに話題になっていますが、総括の第1章に今後の取り組みというところがあります。で、どうしてもここに書いてほしいと。180ページ~181ページの2ページにわたって今後の取り組みということがあるんですけどもコメントがいただければと思うので。今思い出したんですけど、エコファーマーという言葉、169ページにあります。エコファーマーの数が、つい最近エコファーマーの意味を知らないで調べてみたら結構大々的に使われている言葉みたいなので、これを用語集か何かには書き加えておいていただければと思います。

環境総務課：昨年策定いたしました環境基本計画の改訂版にも用語集がございまして、そこにエ

コファーマーの解説を載せてありますので、ここは記述を載せるようにいたします。

松本会長：はい。

小坂副会長：172 ページ、先ほどだいたいご説明いただいたところなんですけど、ちょっとよく分からないというか、前後関係の真ん中あたりで「以下、7つの重点プロジェクトごとに評価結果の推移等について考察します」と書いてあって、7つの重点プロジェクトというのはどこかで、この7つを重点プロジェクトにしますというのがあるんですか。あったらそれはそれでいいと思うんですけど。もう1つは172ページの表3-7、各プロジェクトの評価結果というのがありまして右のほうに、推移の矢印が上向きと横向きと下向きとありますが、その7つのプロジェクトのところはほとんどが、いいやつというか、うまくいっていますという感じのところだと思うんですけど、例えば歩いて楽しい緑豊かなまちの、3番その他と書いているところが、21年度、22年度、CCというので横ばい。それから上から2つ目のきよらか水辺プロジェクトもCCで横ばいというところがあって、これは横ばいだから、落ちてないからまあいいんじゃないかみたいな感じもしないわけではないけど、でもCはレベルが低いわけですから、横ばいは好ましくないということになると思うんで、そういうことについてはまだ評価というか、コメントをしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、一部はありますけど、そのあたりの整理の仕方っていうか、整理の方針はどのように考えたらいいのかと。まず7つの重点プロジェクトっていうのは、7つはどこかで決められているということなんです。もし決めてあるんだとすればこれが7つと。よく分からないんですが。

環境総務課：すいません、こちらは前計画の体系に基づいてこの3部を構成しておりまして、プロジェクトという表現自体も前計画のものをこのような通しにして載せております。その他の展開というのは、正確にはプロジェクトとは考えておりまので、一覧表にありますプロジェクトと名の付いているものは7つとなっております。それが7つの重点というふうに捉えております。何とかプロジェクトとその他の展開というのを一覧表にしまうと、その他の展開も1つのプロジェクトのように見えてしまうんですが、カウントとしてはプロジェクトの重点項目に入っておりませんので、分かり難くて大変申し訳ないんですが、前計画においても重点項目と呼んでいたのはこのプロジェクトと名の付く7つになります。

小坂副会長：いや、だから前計画では項目でしょう。だからその辺の用語が何かあっちこっち行っちゃうと意味が分からなくなっちゃうので、だから前計画のという話であれば説明を加えたほうがいいんじゃないかなと。じゃないと、何で7つの重点プロジェクトなんだというのが全然理解ができないので、何か分からなくなる。

環境総務課：おっしゃるだと思いますので。要はプロジェクトという言葉のイメージが誤解を招いていると思うんですが。

小坂副会長：そうです。

環境総務課：要はそのときの施策改定のテーマ、前計画の中における、今はお手元にはないと思いますが、その中にいろいろ施策体系のテーマ別にこの4項目をさせていただいておまして、その中にそれぞれ3項目とか、2項目、プロジェクトという形で名称がぶら下がっているために、ちょっと誤解を招いているかと思います。

小坂副会長：だから、この言葉がいろいろとなると意味が違えられちゃうので。私も若いころに先生に用語はちゃんとやれ、じゃないと論文として通用しないぞと。

環境総務課：一応、22年度のを踏まえてやっておりますので、22年度の環境基本計画で表記しているという、説明を加えます。

松本会長：はい、ありがとうございます。

島村委員：181ページ、はつらつ参加・学習型プロジェクトと出ていますが、こういう問題について、その前の174に環境フォーラムの実施団体が出ていますが、これが報告書としては出しているわけです。皆さん方、それを見たことがあるかどうか、なければ市のほうとか環境フォーラムの報告書、あれを配布して見てもらったほうがいいと思うんです。我々が一生懸命こういうふうに検討しても...。児童も多数参加してもらっているんなこともやっています。だからそういうこともやっぱり、委員の皆さん方にも現実の方向性を見てもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

事務局：若干余分がありますね。学校とか図書館、そういう施設には配布させていただいております。こういうのも環境局のほうではやっています、ということは今後配布のほうを検討させていただきます。

石川委員：プロジェクトというのはどうも、何となく前から思っていて、何かいい言葉がないかと考えているんだけどなかなかいい言葉が。何を言いたいのか、このプロジェクトというと、何かすごい重たい感じがするんですね。そんなことじゃないんだから。こういう指針ですということでしょう。

島村委員：わりと片仮名ばかり使っているから。

石川委員：我々がそれをしなくちゃいけないんだろうと思うんだけど。何かないですかね。

環境総務課：そのプロジェクトという名称が、全計画のときに非常に分かりづらいというご指摘がありましたので、昨年改訂しました新しい環境基本計画では、このプロジェクトという言葉はなくしてあります。基本目標の5つの目標の中にすべて入るように構成をし直しました。今つくっている今年度の白書は、先ほど事務局の説明で過渡期ということだったので、来年の白

書からはこのプロジェクトという名称がなくなってくると考えておりますので、今年度のみと
いうことで。

石川委員：じゃあ、考えなくていいか。

松本会長：ほかに。

松村委員：だいがオーバーしているようで、手短で、いずれもお願いということですので、1つ
目は各いろんな部局の方が書かれたものをまとめられることはよく分かります。ただいろいろ
ご意見の中で次回つくる時ね。分量とか、要するにきつとめりはりがあるんだと思うんですよ、
ご担当のところ。全部同じように配分するんじゃないで、ページの配分であるとか。だから
そういうご注文が付けられるようであれば、あらかじめ発注するときにご指示されると、例え
ば課題の書きぶりだとか、そういう工夫ができるといいかもしれないと思ったのが1つ。2つ
目は水の類型指定は表に書いておけばいいんだと思うんですが、資料編の使い方も工夫される
といいかもしれない。だから何でもかんでも入ると資料集みたいになって、電話帳になっ
ちゃうからいけないけど、何か全体の体裁を考えながらやるといい。3つ目はかなり重い話なの
で、さっき副会長が言われた話がすごく大切だと思います。A AとC Cって全く違いますよね。
ただわりと評価のところはさらっと書いてあるけど、あれは極めて重要な、そこがきつと事務
局のご苦労というか一番、みんな担当が言っているけれども計画、これは計画の進行管理報告
書ですものね、これは。だから今日は僕らが文句付けているけど内部では皆さんが、その担当
部局に注文付けるお立場だと思うから、そこが一番大切なことだと思うんです。そういう気概
でぜひ引き続きやっていただければと何とかありますから。ご答弁は結構ですから。お考えは
分かっているの。

島村委員：最後に、表紙のエコ家族、これはどっちなの。最後にエコロジーなの、エコノミーな
の。これは環境だからね、テレビはゲットだ、ゲットだと言われる。スーパーに入ってゲット、
ドロボーに行ったんだか分からん。そういうふうな言葉が今、片仮名でもめちゃくちゃなの。
なぜこういうことをこだわるかという、我々学生時代に能力のない大学教授はみんな英語使
うの。頭は空っぽなの。いや、実際、そういうことがよく分かってない。だから能力がある人
はちゃんと日本語を使う、私は経験していますので、本当に日本語は乱れています。

松本会長：今まで標語はここに載せたことは。

環境総務課：去年も載せています。片仮名が標語で多いということで、これは一応中学校2年生
に、平成22年度に省エネ省資源というテーマで標語をつくっていただいた中の優秀作だとい
うことで入れさせていただいています。

松本会長：ほかにないでしょうか。なければこれで議事は以上です。お終いにいたします。あり
がとうございました。

3 その他

事務局：追加意見等がございましたら、お手元にあります平成 23 年版さいたま市環境白書に対する「ご意見・ご要望等について」という用紙、この用紙によらなくてもフリーな形でお寄せいただければ、来年度の白書の参考とさせていただきますので、何かお気づきの点がありましたらお寄せいただければと思います。

4.閉会

松本会長：それでは、以上をもちまして環境審議会を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

事務局：お忙しい中、本当にありがとうございました。